

令和6年8月 白杵市農業委員会定例総会議事録

令和6年8月2日（金）午前9時30分より、白杵市役所野津庁舎 3階会議室において、会長が8月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 小橋 勇二 会長			
1番 後藤 聖憲 委員	2番 竹尾 奈美 委員	3番 藤澤 奈美江 委員	4番 二村 啓二 委員
5番 亀井 伸一郎 委員	6番 首藤 重雄 委員	7番 城野 幸司 委員	8番 赤嶺 雅也 委員
9番 野上 政憲 委員	10番 上野 誠司 委員	11番 中野 定重 委員	

農業委員会事務局職員

阿南 哲也 局長 古賀 慎一 次長 首藤 英二 主幹 大津 賢治 主幹

農林振興課職員

付議議案

- 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第38号 非農地証明願いについて
- 議案第39号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

局 長 これより議案について審議をよろしくお願ひいたします。

議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、小橋会長にお願ひいたします。

議 長 しばらくの間、議長を務めさせていただきます。議事に先立ち、委員の定足数を局長が報告いたします。

局 長 定足数の報告をいたします。委員総数12名中、本日は全員が出席となっております。

よって、臼杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっていますので、本日の会議が成立していることを報告いたします。

議 長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私に一任いただけるでしょうか。

－異議なし－

議 長 それでは、議席番号5番 亀井 伸一郎委員と、議席番号6番 首藤 重雄委員に議事録署名をお願ひいたします。
ただいまから議案審議に入ります。

議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願ひいたします。

次 長 1ページをご覧ください。

議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用賃借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。

令和6年8月2日 臼杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1、(田) 204 m² 外1筆、合計1,192 m² について、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。

番号2、(畑) 2,287 m² 外3筆、について、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。

番号3、(畑) 79 m² 外1筆、合計799 m² について、空き家バンクに付随する農地の取得により所有権を移転するものです。

番号4、(田) 411 m² について、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。

以上3条申請4件については、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第3条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。

7月24日に実施しました現地調査において、調査委員2名が判断された農地法第3条第2項の各号ですが、これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。

申請地は、次の3~4ページに掲載していますのでご覧ください。以上、3条申請4件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

藤澤 委員 私、藤澤より、7月24日に実施しました、議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は2筆の田で水稻が作付けされています。許可後も水稻の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 2 の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 4 筆の畑で、すでに譲受人が露地野菜を栽培しています。許可後も露地野菜の作付けを行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の【全部効率利用要件】、【農作業従事要件】、【地域との調和要件】のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 3 の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 2 筆の畑で、草刈り等により管理されているほか、カボスが数本あります。許可後は露地野菜の作付けを行うほか、カボスは引き続き管理することです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の【全部効率利用要件】、【農作業従事要件】、【地域との調和要件】のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 4 の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 1 筆の田で、すでに譲受人が水稻を栽培しています。許可後も水稻の作付けを行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の【全部効率利用要件】、【農作業従事要件】、【地域との調和要件】のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3 条申請 4 件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いいたします。

議 長 続きまして、担当推進委員より報告をお願いします。第 17 地区の新名推進委員さん、お願いします。

新 名 第 17 地区、推進委員の新名です。

推進委員 番号 1 の田について、売買により所有権を取得するものです。

申請地は譲受人の自宅近くの 2 筆の田で、現地は 1 枚になっています。すでに譲受人が水稻を作付けし、今後も管理することです。

特に問題はないと思われます。

議 長 続きまして、第 15 地区の児玉推進委員さん、お願いします。

児 玉 第 15 地区、推進委員の児玉です。

推進委員 番号 2 の畠については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は旧小学校の横にある 4 筆の畠です。譲受人は車で 5 分ほどのところに住んでおり、すでに露地野菜を栽培しています。今後も、これまで通りの管理をすることです。特に問題はないと思われます。

議 長 続きまして、第 2 地区の木梨推進委員さん、お願いします。

木 梨 第 2 地区、推進委員の木梨です。

推進委員 番号 3 の畠については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は、譲受人が購入予定の家の横と、200mほど離れたところの 2 筆の畠で、草刈り等により管理されているほか、カボスが数本あります。今後は露地野菜の作付けを行うほか、カボスは引き続き管理することです。特に問題はないと思われます。

番号 4 の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 1 筆の田で、すでに譲受人が水稻を栽培しています。今後も水稻の作付けを行うとのことで、特に問題はないと思われます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議 長 質疑がないようありますので、これで質疑を終わります。これより議案第 37 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数確認－「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定いたしました。次に議案第38号 非農地証明願いについて、事務局より説明をお願いいたします。

次長 5ページをご覧ください。

議案第38号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

令和6年8月2日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1、(田) 48 m² 外3筆、合計 408 m² の土地については、2筆を昭和45年、昭和48年にそれぞれ転用許可を受け、ガソリンスタンドを建築し、外2筆について、平成17年に一般住宅への転用許可を受け、平成18年にガソリンスタンドの取り壊しを行った上で住宅が建築され、宅地として利用されている土地になります。

チェックリストについては、②の転用目的どおりに転用し非農地化されたが、地目変更が未登記の土地になります。申請地は次の7ページに掲載していますのでご覧ください。以上、非農地証明願1件についてご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第38号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認－「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第38号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定いたしました。
次に、議案第39号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、この議案については、城野 幸司委員が関係しておりますので、城野委員は退席をお願いいたします。

－城野委員 「退席」－

議長 事務局より説明をお願いいたします。

次長 8ページとなります。

議案第39号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画案について意見を求められたので提案する。

令和6年8月2日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

なお、内容につきましては、主管課が農林振興課になりますので、詳細につきましては担当課より説明をしていただきたいと思います。
よろしくお願いします。

大津 おはようございます。農林振興課の大津です。農用地利用集積等促進計画案について、説明させていただきます。
主幹 1ページをご覧ください。
畑3筆 6,270 m²を貸し付けするものです。農用地の所在は2ページに掲載していますのでご覧ください。

次に3ページを説明します。
畑2筆 1,400 m²を貸し付けるものです。農用地の所在は4ページに掲載していますのでご覧ください。
以上、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第39号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第39号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取については、原案どおり承認することに決定いたしました。

それでは、城野委員の入室をお願いいたします。

－城野委員 「着席」－

議長 以上で本総会の議案は全て終了いたしました。ありがとうございました。